

社会福祉法人 大地 理事長報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大地(以下「法人」という。)の理事長の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬は、役員報酬とする。

(報酬の支給日)

第3条 給料の支給日は、職員の例による。

(理事長の給料)

第4条 理事長の給料の月額は、次の表のとおりとする。

区分	役員報酬の月額
理事長	250,000円

(報酬の支払方法)

第5条 理事長の報酬は、本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を、その役員に支払うべき報酬の金額から控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第7条 理事長の報酬の支給に関しこの規定に定めがない事項については、職員の例による。

附 則

(施行期日)

この規程の変更は、令和5年4月1日から施行する。